

## 改正CDPA42条について

明治大学情報コミュニケーション学部

今村哲也

前回の報告では、アーカイブに関する権利制限規定について、イギリス法の方が広いとは言えない、と申し上げました。その趣旨は、改正された CDPA (Copyright Design and Patent Act) 42 条の意義に関して、私見としては、条文の規定をみるかぎり、改正後の CDPA42 条の規定は、日本の著作権法 31 条 1 項 2 号に近いものであり、国会図書館にのみ認められている 31 条 2 項のような規定を設けたわけではないと思われる、ということでした。

この点について、イギリスの有識者の見方を確認するため、イギリスの大学で知的財産法を教育・研究している研究者の方に質問をいたしました。具体的には、私から日本著作権法の 31 条 1 項 2 号と 31 条 2 項についてそれぞれ説明を差し上げた上で、改正後の CDPA42 条がどのような趣旨の規定かを確認させていただきました。

それによると、まず、改正された CDPA42 条は、図書館等の収集物をすべてデジタル化するような行為は許容していないと考えられる、とのことでした。そして、この例外規定には、重要な条件があり、それは、第一に、図書館の蔵書であるコピーの「保存または交換」のためにコピーが作成される場合、あるいは、他の図書館のためにそのような目的のためにコピーを作成する場合にのみ適用されるということであり、第二は、交換のためのコピーを購入することが合理的に実行可能な場合には適用されない、ということです。したがって、CDPA42 条は、たとえば、ある図書館に絶版書籍があり、それが損壊しているといった状況を対象としたものであって、デジタル化を一般的に許諾する結果となるような性質のものではない、と考えられる、とのことでした。

また、CDPA42 条とは別に、新たに設けられた CDPA 40B 条についても触れていただきました。この規定は、施設内の専用端末装置において作品を利用できるようにすることを図書館などの施設に認める規定だそうですが、この規定も、当初のデジタル化の作業を認めるものではなく、すでにデジタルの形式で存在する作品に対して適用されるにすぎないと考えられる、とのことでした。

できたばかりの規定であり、現地の先生も、条文の趣旨を説明する上で、*would* や *think* という言葉を慎重に選ばれて説明をされていました。ただ、とりあえず、この回答から判断できるのは、改正された CDPA42 条は、主体および客体の面で、日本の著作権法 31 条 1 項 2 号の規定に近づいたものであり、また、31 条 2 項で認められるような行為を許容したものでもない、ということでございます。

できたばかりの規定で、現地でも解釈に余地がある規定かとも存じますが、管見の限りでは、上記の通りでございます。

以上